

長野県災害時支援ネットワーク規約

(名称)

第1条 このネットワークの名称は、長野県災害時支援ネットワーク（以下、本ネットワークとする）と称す。

(目的)

第2条 本ネットワークは、長野県域における災害発生に備え、平時より多様な市民セクターや企業・団体等が行政や関係機関と連携し、互いの活動や災害に対する取り組み、課題を共有しながら、災害時には広域的かつ効果的に連携し、被災者支援を円滑に行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 第2条の目的を達成するための活動を、次のとおりとする。

- 2 平時に行う活動として、参加団体間の災害支援に関する学び合いと情報共有による“顔の見える関係づくり”のため、次の各号の会議や活動を行う。
 - (1) 幹事会
 - (2) 連携フォーラム等の必要な学習・交流の場
 - (3) 各地域におけるネットワークづくりの支援
- 3 災害時には被災者支援を円滑に行うための会議や活動を行う。
 - (1) 情報共有会議やその他災害時に必要な会議
 - (2) 三者連携をもとにした広域調整活動
 - (3) 災害にも強い地域づくりに向けた被災地の復興を目的とする活動等

(団体構成)

第4条 第2条の目的に賛同した市民セクターや企業・団体等の参加団体によって構成する。参加団体は、定例会の交流の場への参加とメーリングリストの登録に努める。なお、反社会的勢力の参加は認めない。

(幹事団体)

第5条 第3条の活動内容を推進するため、参加団体から幹事団体をおく。

- 2 幹事団体から代表幹事を選出する。
- 3 幹事団体から事務局となる団体を選出する。
- 4 幹事団体から会計担当を選出する。
- 5 本ネットワークの所在地は会計担当団体の所属地とする。

(運営会費・活動費)

第6条 本ネットワークは運営会費として幹事団体は年会費1万円を事務局に納付する。活動費については、年会費、各種会議の参加費及び関連の助成金、寄付金等をあてる。

(幹事会運営)

第7条 幹事会は幹事・会計・監事によって構成する。

- 2 幹事は各幹事団体より選出され、合計8名以上10名以内、会計1名、監事1～2名とする。
- 3 幹事会では、協議事項の採決に当たっては、全員合意を目指し、やむを得ない場合には過半数の同意により決するものとする。
- 4 幹事会では、年1回以上当該年度活動のまとめと次年度活動計画を協議する。
- 5 幹事会は年1回以上会計より会計報告を受ける。会計は本ネットワークの会計業務の執行にあたる。
- 6 監事は年1回以上監査を行い、幹事会に報告する。

(その他)

第8条 この規約の改廃及びこの規約に定めのない事項は、幹事会において定める。

この規約は、令和2（2020）年2月20日から施行する。